

インドネシアの出入国管理法にご注意を

こちらは、英文記事「[Beware of Indonesia's immigration law](#)」（2021年3月17日付）の和訳です。



船員が、旅券に有効な出入国スタンプを受けずにインドネシア領土に出入国した場合、多額の罰金や禁固刑を科される可能性があります。

最近、ある Gard メンバーが、インドネシアの出入国管理局との間である問題に直面しました。到着時に乗組員のパスポートなどの書類を形式に沿って提出したところ、乗組員一名のパスポートに、以前インドネシアに寄港した際の「出国スタンプ」が押されていないという齟齬が見つかったのです。それに伴い、その乗組員に罰金や禁固刑が科されたり、法廷での審理の間、本船の拘留などの法的措置が取られる可能性もあったとのことでした。

前回インドネシアに寄港した際は、同国内の港に2回続けて寄港する予定をしており、その乗組員は2港目を出港する前に出国スタンプを取得しようと考えていたようです。しかし、計画の変更により、2港目への寄港は取りやめとなり、代わりに、フィリピンに寄港することになりました。そのため、パスポートに必要な出国スタンプを受けずにインドネシアを出国してしまったのです。今回のケースでは、問題がそれ以上には発展せず、事なきを得ましたが、パスポートの出入国スタンプの齟齬（特にインドネシアへの入出港時）は、運航者と乗組員に深刻な問題を引き起こす可能性があるため注意が必要です。

Gardのメンバーがインドネシアの出入国管理局との間で問題に直面したのは今回が初めてではありません。2019年にあるGardの加入船が、インドネシア領海内に60日を超えて滞在しなくてはならなくなりました。インドネシアでは、オーバーステイには罰金と禁固刑を科される可能性があり、運航者と乗組員は深刻な法的措置を受ける可能性がありました。同船は、この後すぐにインドネシア内の別の港に寄港する予定でしたが、現地代理店の手配により、一旦インドネシア領海外に出て、最寄りのティモールの港に寄港してからインドネシアの次の寄港地に向かうことでオーバーステイを回避することができました。このケースでは、同船が、出入国管理に伴う罰金と、ティモールへの迂回に要した余分な費用を支払う結果となりました。

インドネシアの出入国管理法

インドネシアの出入国管理に関する法律2011年第6号は、すべての外国人によるインドネシアへの出入国について、必要な書類、ビザ、許可証などを規定しています。また、出入国規則の施行や、違反した場合の刑事罰、行政処分についても規定しています。Gardの現地コレスポンデントであるSPICA Services（インドネシア）は、特に出入国管理法の以下の条項について注意を呼び掛けています。

- 60日を超えるオーバーステイは、インドネシアの法律では犯罪行為である。
- インドネシア領土に出入国する者は、有効な旅券（Travel Document）を所持する必要がある。
- 「旅券（Travel Document）」の定義は、インドネシアの出入国管理法では「パスポート」とされている。船員証書（Seaman Book）は「旅券」とは見なされない。
- 各自がパスポートにインドネシアの出入国スタンプを受けている必要がある。
- 外国人がパスポートに有効な出国スタンプ（または入国スタンプ）を受けずにインドネシア領土から出国（または入国）した場合、1年以下の禁固刑と1億ルピア（約7,000米ドル）以下の罰金が科される可能性がある。
- 上記の規定に従わず、インドネシア領土に入出国した運送人（所有者、管理者、代理人、船長）は、1年以下の禁固刑と1億ルピア（約7,000米ドル）以下の罰金を受ける可能性がある。
- 罰金は刑事罰と見なされるため、罰金の金額は地方検事・検察官が設定し、最終的な金額は裁判所が決定する。

推奨事項

インドネシア向けに船舶を運航されているメンバーは、インドネシアの現行の出入国管理法をよく確認し、すべての乗組員に有効なパスポートを所持させ、適切に出入国スタンプを受けさせるようにしてください。

SPICAによりますと、インドネシアの出入国審査官は、本船に乗り込み、入国審査を実施する可能性があるとのこと。違反の疑いがある場合、出入国審査官は旅券を回収し、対象者を証人や容疑者として喚問し、出入国管理法違反に関連する文書や物品（船舶を含む）を没収する場合があります。

インドネシアの出入国管理法の英語訳はこちらからご覧いただけます。

http://ilo.org/dyn/natlex/natlex4.detail?p_isn=89341

詳細情報はこちらでもご覧いただけます。

<https://balibusinessconsulting.com/overstay-in-indonesia-violation-of-the-immigration-act/>

この記事は **SPICA Services**（インドネシア）からの情報に基づいて作成したものです。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。